

福岡県医発第 2011 号（総）

平成 17 年 2 月 4 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



冬期における日本医師会年金の普及推進運動について

日本医師会医師年金制度の普及推進に関しましては、常々ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今回は、冬期の普及推進は、日本医師会に入会后 3 年～6 年経過した、医師年金未加入の先生に対し、日本医師会より直接ダイレクトメールを送付し、加入のお願いをいたします。（別紙）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和

日本医師会会員 各位

日本医師会
会長 植松 治雄

日本医師会年金のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会が運営する日本医師会年金（医師年金）について、ご案内申し上げます。

医師年金は、日本医師会が会員のために運営する唯一の年金制度で、昭和43年に創設以来、多くの会員、家族の老後の生活を支え、会員福祉の柱となっている制度です。加入者が掛金として積み立てた資金を、将来自分の年金として受け取る積立方式の年金制度ですから、公的年金のように現役の加入者が年金受給者を支える制度とは異なります。

ご家族の将来の生活を支える年金は、ご加入が早ければ早いほど有利となります。是非この機会にご加入を検討されることをおすすめいたします。

なお、制度に関するご質問や加入にあたっての訪問説明・プランの作成等ございましたら、お気軽にお電話、またはFAX連絡票により下記担当課までご連絡ください。

敬 具

（同封資料）

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・ 会員の窓 | ・ 医師年金加入申込書 |
| ・ 医師年金の主な特徴 | ・ FAX連絡票 |
| ・ 医師年金のおすすめ(パンフレット) | ・ 返信用封筒 |

【お問合せ先】日本医師会 年金・税制課

〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16 電話番号：03-3946-2121（代表）

FAX：03-3942-6503 Eメール：nenkin@po.med.or.jp

医師年金加入お勧め

藤野 臻策 (新潟県・新潟市医師会)

まもなく八十四歳になる老医である。生来病弱だったのに多事多難な時代をよくも生き永らえ、人並に動いていられるのは、先祖や親をはじめ大ぜいの人々のおかげだ。

山育ちで辛抱強く健康に気をつけてきたこと、そして運が良かったからと思う。今では家内の支えが絶対不可欠である。もう一つ基盤をなしているのが「年金」、共済年金

と医師年金の二つである。

前者が主だが、後者も力強く、この制度創設まもないころ(昭和四十年代、私四十代後半)に加入(一口四、〇〇〇円)、数年後もう二口増し(一、二、〇〇〇円)、六十五歳停年まで払い込み、支給開始繰下げ、七十歳から毎月約十三万円、何年か前から減額。現在約十一万円の受給だが、非常に助かっている。

前者が主だが、後者も力強く、この制度創設まもないころ(昭和四十年代、私四十代後半)に加入(一口四、〇〇〇円)、数年後もう二口増し(一、二、〇〇〇円)、六十五歳停年まで払い込み、支給開始繰下げ、七十歳から毎月約十三万円、何年か前から減額。現在約十一万円の受給だが、非常に助かっている。

ら加入すれば負担は軽くて、しかも後々どんなに助かることか、その有難味をぜひ分かってもらいたく、医師年金早期加入を強くお勧めする次第である。



会員の皆さまの強い要望により、投稿欄「会員の窓」を設けました。意見・提案などをご応募ください。

私のような中年の加入者でも支払金額はそう大きく感じなかったから、若いうちすなわち早くか

全国的に年金問題が騒がれている。国民年金に係る社会保険庁の管理の杜撰さや国会議員年金のお手盛?など腹立たしいが、加入(支払)の努力もせず文句をいっても始まらない。これらは論外として、自立本位の医師年金への加入を重ねてお勧めしたい。

◆◆◆ 医師年金の主な特徴 ◆◆◆

その1 積立型の私的年金

- ・掛金として積み立てた資金を、将来自分の年金として受け取る制度です。
- ・公的年金のように若い人の掛金で老人を支える制度ではありません。

公的年金

世代間の助け合い方式

現役の加入者が納付する保険料が受給者の年金になる

医師年金

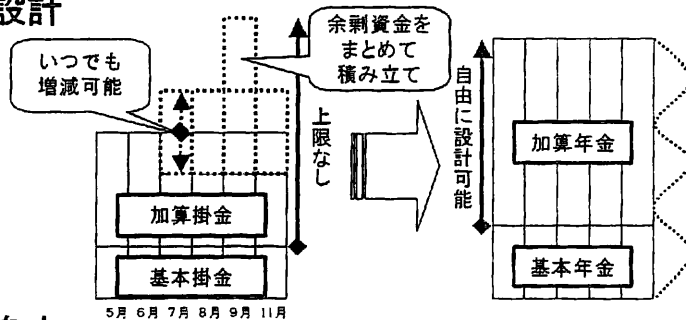
自己責任に基づく積立型年金

自分で積み立てた資金が将来、自分の年金になる

自助努力の成果が、自分の年金として戻ってきます！！

その2 希望に応じて自由設計

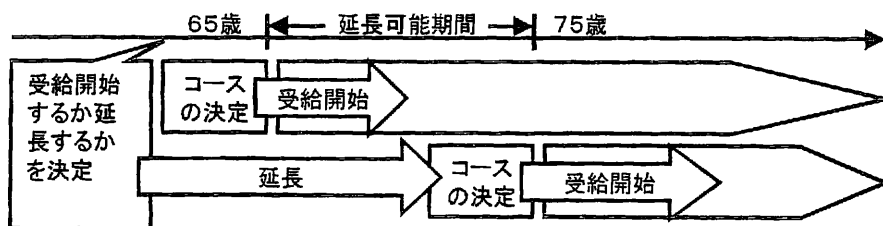
- ・医師年金は掛金に上限がなく、いつでも増減が可能です。
- ・余剰資金をまとめて掛金とすることもできます。



その3 受取時期や方法が自由

- ・年金の受給開始は原則65歳からですが、75歳まで延長できます。遅く加入された方や、現役としてご活躍の方のためにも有益な制度です。延長している間も掛金を積立てることが可能です。
- ・一般の年金では、加入時に受け取る年金のタイプ（受取コース）を決定しなければなりませんが、医師年金は、年金の受給を開始する時に、その後の生活を考えて、最もふさわしい年金タイプを選択する事が出来ます。

(受取コース：15年保証付終身年金、5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金)



その4 法人化しても継続可能

- ・勤務医・開業医（個人・法人）に関係なく、日医会員であるかぎり継続的に加入できます。

その5 事務手数料が少額

- ・掛金1回の払込につき100円の事務手数料が差し引かれるだけなので、掛金が効果的に積み立てられます。他の年金では、一般的に3%程度の事務手数料が差し引かれます。(例：月額掛金72,000円の場合、医師年金では100円のみ、事務手数料3%の年金では2,160円が差し引かれます。)